

パーキングパーミット（身体障害者等用駐車場利用証）を 交付された方へ 《お願い》

愛媛県障害福祉課

- 1 この利用証は、パーキングパーミット制度に賛同する施設が所管する、県内の身体障害者等用駐車場に車を停める際にご利用ください。
- 2 協力施設の障害者用駐車場には、制度に協力する旨の案内表示（ステッカー、三角コーン）などが示されています。
御利用いただける協力施設については、県ホームページ等をご覧ください。
- 3 車を停める際には、車外から確認できるよう、車内のルームミラー等に吊り下げるなどして掲示してください。
- 4 有効期限が到来した利用証については、最寄の受付・交付窓口に返却をお願いします。

引き続き利用証の交付を希望される場合は、お手数ですが改めて交付申請書を提出してください。

パーキングパーミット制度は、身体障害者等用駐車場の適正な利用を、利用対象者の方はもとより、広く県民の皆様に呼びかけるものです。パーキングパーミットを持っている方であっても「優先的な利用」や「利用の保証」を行うものではありません。

台数が限られる場所では、譲り合って御利用いただくよう御理解・御協力をお願いします。

県HP（http://www.pref.ehime.jp/h20700/1192208_1958.html）

お問い合わせ先

〒790-8570 松山市一番町四丁目4-2

愛媛県保健福祉部生きがい推進局障害福祉課 障害政策係

.089(912)2422 FAX.089-931-8187 E-mail:syougaihukus@pref.ehime.jp